

厚生年金（遡及訂正事案関係）

年金事務所段階における記録訂正について（標準報酬等の遡及訂正事案関係）

勤務していた事業所において従業員であった方（事業主や役員でなかった方）については、以下の基準に該当する場合、厚生労働省地方厚生（支）局に送付することなく、年金事務所段階で記録訂正を行うこととなります。

1 全喪年月日以降に遡及訂正処理がある事案に係る訂正処理基準
以下の①～③の条件にすべて該当する場合は、年金事務所段階における記録訂正の対象となります。

①勤務していた事業所の全喪日以後に、標準報酬月額等の遡及訂正処理が行われていること

※「標準報酬月額等の遡及訂正処理」とは、以下の（１）～（４）の処理のことをいいます。

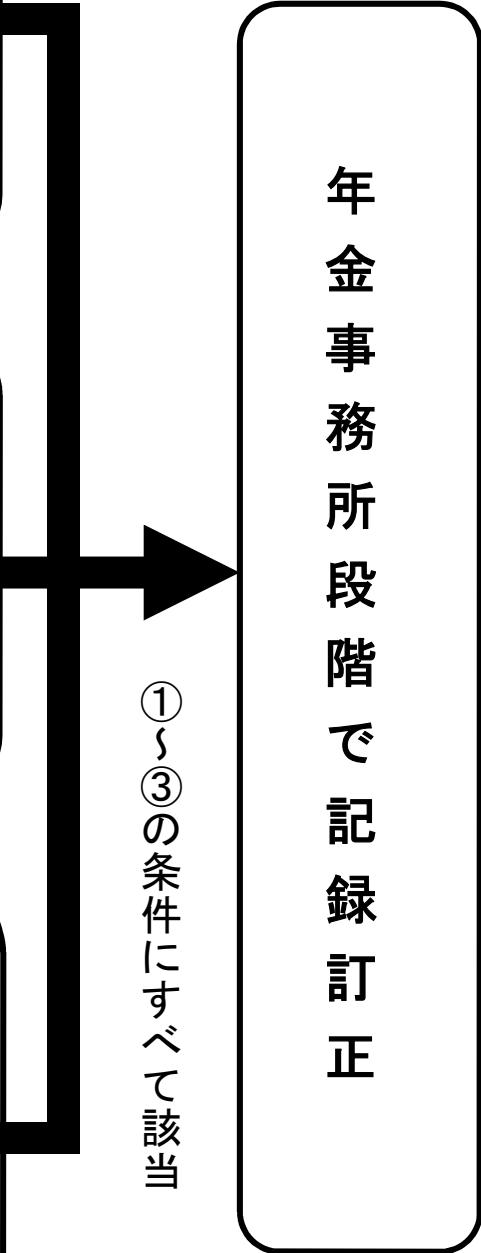
- （１）遡及して標準報酬月額の記録が訂正されている。
- （２）遡及して資格喪失日の記録が訂正されている。
- （３）遡及して資格喪失日の記録が入力されている。
- （４）全喪日の記録が資格取得日より前の日に遡及して訂正されたことに伴い、被保険者記録が取り消されている。

②以下のいずれかの書類等により、ご本人の請求内容（給与実態・勤務実態）が確認できること

ご本人が保有している場合	給与明細書、源泉徴収票、預金通帳の写し、雇用保険受給資格者証、退職証明書 等
年金事務所が確認する場合	雇用保険受給資格者証情報 厚生年金基金の記録 所得関係情報（確定申告書の写し等） 等

③請求の内容が以下のいずれにも該当しないこと

- （１）請求者が当該法人の役員（事業主を含む。）であること
- （２）事業主から遡及して標準報酬月額を引き下げる等の説明を受け、請求者がそれに同意していたことが確認できること
- （３）標準報酬月額又は資格喪失日の記録の訂正処理や資格喪失日の記録の入力処理等が事実即したものである可能性が確認できること
- （４）請求の内容が、既に厚生労働大臣等から訂正をしない旨の決定が行われている事案又は総務大臣から年金記録の訂正が必要ない旨の意見がされている事案についての請求であること 等



2 不適正な遡及訂正処理の可能性がある抽出3条件に該当する事案に係る訂正処理基準

以下の①及び②の条件ともに該当する場合は、年金事務所段階における記録訂正の対象となります。

①次の3条件すべてに該当していること（約6.9万件事案に該当）

- 標準報酬月額引き下げ処理と同日若しくは翌日に資格喪失処理が行われていること
- 5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられていること
- 6か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられていること

②請求の内容が以下のいずれにも該当しないこと

- （1）請求者が当該法人の役員（事業主を含む。）であること
- （2）事業主から遡及して標準報酬月額を引き下げる等の説明を受け、請求者がそれに同意していたことが確認できること
- （3）標準報酬月額又は資格喪失日の記録の訂正処理や資格喪失日の記録の入力処理等が事実即したものである可能性が確認できること
- （4）請求の内容が、既に厚生労働大臣等から訂正をしない旨の決定が行われている事案又は総務大臣から年金記録の訂正が必要ない旨の意見がされている事案についての請求であること 等

①及び②の条件にすべて該当

年金事務所段階で記録訂正

3 不適正な遡及処理事案の同僚事案に係る訂正処理基準

以下の手順により、一定の条件に該当することが確認された場合は、年金事務所段階における記録訂正の対象となります。

○同僚事案該当者へのお知らせ送付

以下の①及び②とともに該当する同僚事案該当者にお知らせ文書を送付する。

①以下の（１）～（３）のいずれかに該当すること

- （１）年金記録の訂正手続により訂正決定となった事案及び総務省年金記録確認第三者委員会によりあっせんされた事案のうち、事業所全喪後に、遡及した標準報酬月額を引き下げ処理が行われている事案又は遡及した資格喪失処理が行われている事案の請求者と同一事業所に同一時期に勤務していた請求者
- （２）上記１の基準による記録訂正が行われた者の同僚
- （３）上記２の基準による記録訂正が行われた者の同僚

②請求の内容が以下の（１）～（３）のすべてに該当すること

但し、上記①（３）については、以下の（１）の条件は不要

- （１）事業所全喪後に遡及した標準報酬月額の引下げが行われている事案又は遡及した資格喪失処理が行われている事案であること
- （２）同日（※）に遡及訂正処理が行われていることが確認できたこと
- （３）同様の遡及訂正処理が行われていることが確認できたこと

※ 「同日」とは、遡及訂正処理年月日と同一の年月日又は前後１営業日以内をいう。



○お知らせ文書を送付した方が、請求の内容が以下のいずれにも該当しないことを確認

- （１）請求者が当該法人の役員（事業主を含む。）であること
- （２）事業主から遡及して標準報酬月額を引き下げる等の説明を受け、請求者がそれに同意していたことが確認できること
- （３）標準報酬月額又は資格喪失日の記録の訂正処理や資格喪失日の記録の入力処理等が事実即したものである可能性が確認できること
- （４）請求の内容が、既に厚生労働大臣等から訂正をしない旨の決定が行われている事案又は総務大臣から年金記録の訂正が必要ない旨の意見がされている事案についての請求であること 等

左記のいずれにも該当しない場合

年金事務所段階で記録訂正

○上記 1 ～ 3 の各訂正処理基準のいずれにも該当しない場合は、年金事務所段階において年金記録の訂正はできません。（その場合には、厚生労働省地方厚生（支）局へ送付することとなります。）

第1 不適正な遡及処理事案の同僚事案に係る訂正処理基準・要領

1 訂正処理基準

(1) 訂正処理基準該当要件

申立期間の全てが厚生年金保険の申立てであるとともに、年金記録の訂正手続により訂正決定となった事案等(以下「訂正事案」という。)のうち、事業所全喪後に、遡及した標準報酬月額を引き下げ処理が行われている事案又は遡及した資格喪失処理が行われている事案の請求者(以下「同僚」という。)と同一事業所に同一時期に勤務していた申立人の申立てであって、次のア又はイのいずれかの要件に該当する事案であること((2)に該当する事案を除く。)

ア 遡及訂正処理年月日が確認できる事案であって、次の全ての要件に該当する場合

(ア) 訂正事案の遡及訂正処理年月日と同日に訂正処理が行われていること

(イ) 訂正事案と同一の遡及訂正処理(標準報酬月額訂正・資格喪失年月日訂正)が行われていること(全喪年月日が申立人の資格取得年月日より前の日に遡及して訂正されたことにより遡及して資格取得取消がされた場合も含む。)

(ウ) 事業所の全喪年月日以降の日付で遡及訂正処理が行われていること

イ 遡及訂正処理日が確認できない事案であって、訂正事案の事業所の全喪年月日が遡及訂正され、その全喪年月日と同日若しくはそれ以前にまで遡及して申立人の資格喪失年月日が訂正されたと認められるものであって、当該事案と同一の遡及訂正処理が行われている場合

(2) 訂正処理基準不該当要件

遡及して訂正される前の資格喪失年月日が確認できないものであって、給与明細書、雇用保険の記録等から定型的に資格喪失年月日を認定できない場合は、(1)の要件に該当するものではないこと。

(3) 年金事務所段階における訂正処理対象外要件

次のアからウまでのいずれかの要件に該当する場合は、年金事務所段階での記録訂正の対象外であること。

ア 申立人が当該法人の役員(事業主を含む。)であった場合(申立人に係る雇用保険の被保険者情報により当該事業所における厚生年金保険の資格喪失年月日の前日まで雇用保険の被保険者であったことが確認できる場合を除く。)

イ 事業主から遡及して標準報酬月額を引き下げる等の説明を受け、申立人がそれに同意していたこと(申立人が社会保険事務を自ら担当し関与していた場合を含む。)が確認できる場合

ウ 既に厚生労働大臣又は総務大臣から年金記録の全部又は一部の訂正をしない旨の決定又は意見が出されている事案についての申立てである場合

2 訂正処理要領

以下の事項については、当該訂正処理基準の可否を確認する上で必要となるので、可否確認を行う際にはこれに留意すること。

(1) 「遡及訂正処理年月日と同日」とは、訂正事案の遡及訂正処理年月日と同一の年月日又は前後1営業日以内を対象とすること

(2) 「同一の遡及訂正処理」とは、次のア又はイの場合であること

ア 標準報酬月額の遡及訂正

資格取得時報酬、標準報酬月額の随時改定の記録及び定時決定の記録のように訂正された記録が異なる場合は、遡及した期間及び訂正方法が異なる場合であっても、その処理年月日と同日に訂正処理が行われているのであれば、同一の遡及訂正処理とすること

イ 資格喪失年月日の遡及訂正

遡及した期間内の資格取得記録が取消されている場合で、その取消処理年月日が申立人の遡及した資格喪失年月日訂正の処理年月日と同日に訂正処理が行われている場合は、同一の遡及訂正処理とすること

第2 全喪年月日以降に遡及訂正処理がある事案に係る訂正処理基準・要領

1 訂正処理基準

(1) 訂正処理基準該当要件

申立期間の全てが厚生年金保険の申立てで、全喪年月日以後に遡及して標準報酬月額等の記録が訂正されている不適正な遡及訂正処理の可能性のある事案であって、次のア又はイのいずれかの要件に該当する事案であること(下記(2)に該当する事案を除く。)

ア 遡及して標準報酬月額が訂正されている場合

申立期間において遡及訂正処理が行われる前の標準報酬月額に相当する給与の支給が確認できるにもかかわらず、当該事業所の全喪年月日以後に、遡及して申立人の標準報酬月額の記録が訂正されているもの

イ 遡及して資格喪失年月日が訂正されている場合

申立期間における勤務実態が確認できるにもかかわらず、当該事業所の全喪失年月日以後に、次の(ア)から(ウ)までのいずれかの処理が行われているもの

(ア) 遡及して申立人の資格喪失年月日の記録が訂正されていること

(イ) 遡及して申立人の資格喪失年月日の記録が入力されていること

(ウ) 全喪年月日の記録が申立人の資格取得年月日よりも前の日に遡及して訂正されたことに伴い、申立人の被保険者記録が全て取消されていること

(2) 訂正処理基準不該当要件

次のア又はイのいずれかの要件に該当する場合は、(1)の要件に該当するものではないこと。

ア (1)のいずれかの要件に該当するが、標準報酬月額又は資格喪失年月日の記録の訂正処理や資格喪失年月日の記録の入力処理等が事実即したものである可能性が確認できる場合

イ (1)のイの要件には該当するが、給与明細書、雇用保険の記録等から定型的に資格喪失年月日を認定することができない場合

(3) 年金事務所段階における訂正処理対象外要件

次のアからウまでのいずれかの要件に該当する場合は、年金事務所段階での記録訂正の対象外であること。

ア 申立人が当該法人の役員(事業主を含む。)であった場合(申立人に係る雇用保険の被保険者情報により当該事業所における厚生年金保険の資格喪失年月日の前日まで雇用保険の被保険者であったことが確認できる場合を除く。)

イ 事業主から遡及して標準報酬月額を引き下げる等の説明を受け、申立人がそれに同意していたこと(申立人が社会保険事務を自ら担当し関与していた場合を含む。)が確認できる場合
ウ既に厚生労働大臣又は総務大臣から年金記録の全部又は一部の訂正をしない旨の決定又は意見が出されている事案についての申立てである場合

2 訂正処理要領

以下の事項については、当該訂正処理基準の可否を確認する上で必要となるので、可否確認を行う際にはこれに留意すること。

- (1) 「入力処理等が事実即したものである可能性が確認できる場合」とは、被保険者原簿や届書及び添付書類等で標準報酬月額又は資格喪失年月日の記録の訂正処理や資格喪失年月日の記録の入力処理等の具体的な理由が確認できる場合、記録の訂正処理や入力処理が事実即したものであることを事業主等が主張している場合又は保険者算定により標準報酬月額の定時決定を行ったが、事後的に当該決定が事実即していないことが判明し、遡及訂正したことが確認できる場合であること

(2) 遡及訂正処理が行われる前の標準報酬月額に相当する給与が支給されていたことの確認を下記「表1」の資料等により行い、給与実態の確認がされればよく、保険料が控除されていたことまでを確認する必要がないこと

(3) 申立期間における勤務実態の確認及び資格喪失年月日の認定は、下記「表2」の資料等により認定した資格喪失年月日が、申立期間における当該事業所の資格喪失年月日と同日又は同月内の日付である場合は、当該申立期間における勤務実態が確認できたものとする

なお、申立期間における資格喪失年月日の前月以前又は翌月以降に資格喪失したと考えられる資料が存在する場合は、記憶違いがないかどうかを含めて申立人に申立期間の再確認を行い、その上で、申立期間における資格喪失年月日の前月以前に資格喪失したと考えられる資料が存在する場合は、年金事務所段階における記録訂正の対象外であること

また、申立期間における資格喪失年月日の翌月以降に資格喪失したと考えられる資料が存在する場合は、申立期間における資格喪失年月日で認定すること

(4) 勤務実態が確認できた事案の資格喪失年月日の認定は、次のア又はイに基づき行うこと

ア 資格喪失年月日を訂正した事蹟がある事案にあつては、「表2」に基づき認定した資格喪失年月日が、訂正前の資格喪失年月日と同日又は同月内の日付である場合は、訂正前の資格喪失年月日を資格喪失年月日とする

なお、訂正前の資格喪失年月日が全喪年月日後の日付である場合は、全喪年月日を訂正前の資格喪失年月日と同日に訂正すること

イ 資格喪失年月日を訂正した事蹟がない事案にあつては、年金記録の訂正手続となる事案を除き、「表2」に基づき認定した資格喪失年月日を資格喪失年月日とする

なお、認定した資格喪失年月日が全喪年月日後の日付である場合は、全喪年月日を訂正前の資格喪失年月日と同日に訂正すること

(注) 年金記録の訂正手続となる事案とは、当該事業所の全喪年月日が正しいか否かを確認するため、社会保険オンラインシステム上の記録又は紙台帳により、当該事業所において、全喪年月日後に資格喪失年月日、標準報酬月額の随時改定又は定時決定の記録がある者又はこれらの記録が取消されている者が存在し、かつ、これらの人数がその当時の適用事業所の人数要件を満たしているか否かを確認し、その結果に基づき、全喪年月日が正しいと判断された場合において申立期間が全喪年月日を超える事案又は当該事業所が全喪年月日後も引き続き適用事業所の要件に該当していることがうかがえる場合において、申立期間が資格喪失の処理日又は受付日を超える事案については、年金事務所段階における記録訂正の対象外であること。

「表1」

資 料 等	留 意 事 項
給与明細書	記載された報酬月額に相当する標準報酬月額(当時)が、訂正前後の標準報酬月額(当時)と比べて訂正前の標準報酬月額(当時)により近い場合は、給与実態が確認できたものとする。
賃金台帳	
確定申告書(控え)	記載された年間収入額を12で除して得た金額に相当する標準報酬月額(当時)が、訂正前後の標準報酬月額(当時)と比べて訂正前の標準報酬月額(当時)により近い場合は、給与実態が確認できたものとする。
源泉徴収票	
預貯金口座への給与振込記録 (預金通帳の写し)	記載された手取り額に相当する標準報酬月額(当時)が、訂正前後の標準報酬月額(当時)と比べて訂正前の標準報酬月額(当時)により近い場合は、給与実
家計簿	

	態が確認できたものとする。
雇用保険受給資格者証	記載された離職時賃金日額に 30 を乗じて得た金額に相当する標準報酬月額(当時)が、訂正前後の標準報酬月額(当時)と比べて訂正前の標準報酬月額(当時)により近い場合は、給与実態が確認できたものとする。
厚生年金基金の記録	申立期間と同一の標準報酬月額が確認できる場合は、給与実態が確認できたものとする。
その他上記に準ずるもの	上記に準じて確認を行う。

「表2」

資 料 等	認 定 方 法
健康保険組合被保険者記録	当該記録の資格喪失年月日と同日を資格喪失年月日とする。
厚生年金基金加入記録	
雇用保険の記録	当該記録の離職日の翌日を資格喪失年月日とする。
雇用保険受給資格者証	
給与明細	保険料が当月分控除の場合は、当該資料に係る月の翌月1日を資格喪失年月日とする。 また、翌月分控除の場合は、当該資料に係る月の1日を資格喪失年月日とする。 なお、保険料控除が当月・翌月のいずれか不明である場合は、当該資料に係る月の翌月1日を資格喪失年月日とする。
銀行取引明細 (給与振込記録)	
預貯金口座への給与振込記録 (預金通帳の写し)	
家計簿	
退職者に係る源泉徴収票	当該資料の退職日の翌日を資格喪失年月日とする。
退職証明書	
在籍証明書	当該資料中に退職日が記載されている場合は、退職日の翌日を資格喪失年月日とする。
事業所の人事記録	
その他上記に準ずるもの	上記に準じて認定を行う。

第3 不適正な遡及訂正処理の可能性がある抽出3条件に該当する事案に係る訂正処理基準・要領

1 訂正処理基準

(1) 訂正処理基準該当要件

不適正な遡及訂正処理が行われた可能性のある記録を抽出するために用いた3条件(①標準報酬月額を引き下げ処理と同日若しくは翌日に資格喪失処理が行われている。②5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。③6か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。)の全てに該当する約6万9千件の記録に係る事案であること((2)に該当する事案を除く。)

(2) 訂正処理不該当要件

次のア又はイのいずれかの要件に該当する場合は、(1)の要件に該当するものではないこと。

ア 標準報酬月額又は資格喪失年月日の記録の訂正処理や資格喪失年月日の記録の入力処理等が事実在即したものである可能性が確認できる場合

イ 遡及して訂正される前の資格喪失年月日が確認できないものであって、給与明細書、雇用保険の記録等から定型的に資格喪失年月日を認定できない場合

(3) 年金事務所段階における訂正処理対象外要件

次のアからウまでのいずれかの要件に該当する場合は、年金事務所段階での記録訂正の対象外であること。

ア 申立人が当該法人の役員(事業主を含む。)であった場合(申立人に係る雇用保険の被保険者情報により当該事業所における厚生年金保険の資格喪失年月日の前日まで雇用保険の被保険者であったことが確認できる場合を除く。)

イ 事業主から遡及して標準報酬月額を引き下げる等の説明を受け、申立人がそれに同意していたこと(申立人が社会保険事務を自ら担当し関与していた場合を含む。)が確認できる場合

ウ既に厚生労働大臣又は総務大臣から年金記録の全部又は一部の訂正をしない旨の決定又は意見が出されている事案についての申立てである場合

2 訂正処理要領

「入力処理等が事実在即したものである可能性が確認できる場合」とは、被保険者原簿等で標準報酬月額又は資格喪失年月日の記録の訂正処理や資格喪失年月日の記録の入力処理等の具体的な理由が確認できる場合、記録の訂正処理や入力処理が事実在即したものであることを事業主等が主張している場合又は保険者算定により標準報酬月額の定時決定を行ったが、事後的に当該決定が事実在即していないことが判明し、遡及訂正したことが確認できる場合であること